

男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法において、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、社会」とされています。

男女共同参画推進の取り組みとは、男性も女性も、家庭、仕事、地域生活、学校生活など社会のあらゆる分野で協力し合うとともに、一人ひとりの意思や希望を尊重しながら、豊かで活気のある社会を形成していくとするものです。

男女共同参画社会の実現のためには、「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、女性の政策・方針決定過程への参画や男性の子育てへの参画の促進などに取り組んでいくことが必要です。

本市では、この度、「第2次大川市男女共同参画計画」を策定いたしました。次回から、その内容についてお知らせしていきます。

第2次大川市男女共同参画計画の大目標と基本目標

計画の目指すもの(大目標) 男女が尊重し合い、共に活躍できる社会の実現

4つの基本目標…大目標を達成するための具体的な目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の浸透

固定的性別役割分担意識の解消などのため、啓発と学習機会を充実させるとともに、学校教育や家庭教育における男女共同参画教育の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の促進

性別にとらわれず、すべての市民が活躍できるよう、政策・方針決定の場への女性参画を促進するとともに、身近な生活の場である地域における推進に取り組みます。

基本目標Ⅱ 男女の人権尊重・擁護と健康支援

ドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力の根絶と被害者支援、一人ひとりが個性と能力を発揮するための前提となる生涯を通じた健康についての支援に取り組みます。

基本目標Ⅳ 男女が共に参画する労働環境の推進

私たちの生活の中で大きな比重を占めている労働の分野において男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭生活や地域生活などを両立するための支援に取り組みます。

毎月1日号掲載の「街頭犯罪の発生状況」および「ひとのうごき」については今後、四半期ごとの情報を掲載していきます。

みなさんのご理解をお願いいたします。

今月の「さんにんごと」は、休止します。

東北関東大震災の被災地の皆様に対し、こちらからお見舞い申し上げます。

紙おむつ給付サービス利用の更新申請について

平成22年度に紙おむつ給付サービスを受けていた人で、平成23年度も希望される場合は更新の手続きが必要です。受付は随時行いますが、月の15日までに申請されると、基準に該当した場合、その月の分から給付を受けられます。

【在宅介護支援センターの申請代行無料サービス】

センター名	電話番号	担当区域
大川荘	89-2505	小保東町、小保西町、小保団地、川口校区、大野島校区
あおぎり荘	86-7310	宮内町、中原町、田口校区、木室校区
永寿会	88-1010	上野町、向島町、若津町、北酒見町、榎津町、東町、榎津中央町、三又校区

平成22年度に給付を受けていた人でも、今回の申請で基準に該当しなくなった場合は、給付を受けることができません。

※新規申請は下記まで問合せください。

☎ 市健康課高齢者支援係 ☎85-5524



【平成23年度】補助事業公募のお知らせ

大川インテリア産業新事業促進事業

大川インテリア産業の新たなブランド創出に向け、新事業への取組みを意欲的に行っている企業、または企業グループのさらなる成長に寄与することを目的に補助事業を公募します。

【対象】

本社を福岡県内に置く木製家具・建具製造企業、または企業グループ(代表となる企業が福岡県内に本社を置くこと)とします。

【補助率など】

1事業につき当該事業の実施にかかる経費の2分の1以内であり、その上限を100万円とします。

【受付期間】

4月4日(月)～5月20日(金)(郵送の場合は、受付最終日の17時まで)に必着のこと)

☎ (助)大川総合インテリア産業振興センター

☎87-0035 FAX87-0056

☎831-0028大川市大字郷原483番地8

E-mail=interior@po.saganet.ne.jp

市役所内の銀行派出所の取扱い時間が変わります

市税などの納付の取扱いが、4月1日(金)から次のように変わります。

時間	取扱い場所
8時30分～9時	市会計課窓口
9時～16時	市役所内福岡銀行派出所
16時～17時15分	市会計課窓口

※市税などの還付金の受け取りについては、9時～16時までとなります。ご注意ください。

☎ 市会計課 ☎85-5517

国民年金の学生納付特例制度

20歳になったときから国民年金の被保険者になり、保険料の納付が義務づけられます。

◆平成23年度学生納付特例申請を・・・

学生については、申請により在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

国民年金保険料が未納となっていると、万一、病気やケガで重い障害が残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は、障害年金の受給資格要件に含まれます。保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例申請をしてください。

※学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算には含まれません。将来の年金額を減らさないために、承認後10年間の内に保険料を納付することができます。

◆学生納付特例の対象になる学生は・・・

大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校、各種学校(1年以上の就学課程に限る)などに在学する20歳以上の学生。

※申請時に年金手帳、学生証、または在学証明書が必要で。

◆前年度学生納付特例該当の学生は・・・

今年度も引き続き在学予定の場合は、日本年金機構から送付された「ハガキ形式の申請書」に記載事項を記入し、返送することで申請できます。

【対象となる期間】

4月から翌年の3月まで※前年の所得を確認する必要があるため、申請は毎年必要です。

☎ 市民課国保年金係 ☎85-5503

久留米年金事務所 ☎0942-33-6206